

最高裁判所（第二小法廷） 平成●●年（〇〇）第●●号

法人税額決定処分等取消請求上告受理事件

国側当事者・小牧税務署長

平成20年8月27日受理

決 定 事 項

申立人の上告受理申立ての理由が民事訴訟法318条1項に規定する事件に当たるとして、申立人の上告受理申立てが上告審として受理された事例

決 定 要 旨

省略

（第一審・名古屋地方裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号、平成17年3月24日判決、本資料255号—92・順号9973）

（控訴審・名古屋高等裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号、平成18年3月7日判決、本資料256号—78・順号10338）

決	定
申 立 人	A
同代表者代表役員	甲
同訴訟代理人弁護士	草野 勝彦 平野 好道 丹羽 正明 清水 浩二 渡辺 直樹 河合 伸彦
同補佐人税理士	飯島 達男 飯島 明伸
相 手 方	小牧税務署長 栢森 静夫
同指定代理人	武藤 政男

上記当事者間の名古屋高等裁判所平成●●年（〇〇）第●●号法人税額決定処分等取消請求事件について、同裁判所が平成18年3月7日に言い渡した判決に対し、申立人から上告

【決定】 受理の申立てがあった。申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項の事件に当たる。

よって、当裁判所は、裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定する。

主 文
本件を上告審として受理する。

平成20年8月27日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 津野 修

裁判官 今井 功

裁判官 中川 了滋

裁判官 古田 佑紀